ハ　第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法
ニ　第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点
三　水道施設の位置を明らかにする地図
四　第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
五　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の法人又は組合である場合にあつては、水道事業経営に関する意思決定を証する書類
六　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類
七　第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図
八　第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
九　第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設、増設又は改造されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

第九条に次の一号を加える。

三　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、一年（簡易水道の場合は、六箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第十五条第一項第二号中「供する水」の下に「（以下「試料」という。）」を加え、同条第二項第二号中「検査に供する水」を「試料」に改め、同条に次の一項を加える。

8　法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。

一　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びヘを除く。）を含むこと。
イ　委託する水質検査の項目
ロ　第一項の検査の時期及び回数
ハ　委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）
ニ　試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法
ホ　水質検査の結果の根拠となる書類
ヘ　第二項の検査の実施の有無

二　委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。

三　委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

四　試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。

五　試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。

六　水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

第十五条の二中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四号ロ(1)中「第十五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第七号中「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第六号」に改め、「同条第五号イからルまで」を「同条第七号イからルまで」に改め、同条第八号ロ中「第十五条の四第四号」を「第十五条の四第三号」に改め、同号ハ中「第十五条の四第二号」を「第十五条の四第四号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行う事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類

第十五条の三中「前条各号」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

一　前条各号に掲げる書類（同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。）

二　直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

第十五条の四中第五号を第七号とし、第四号の表以外の部分中「作成」の下に「し、これに基づき検査を実施」を加え、同号の表試料取扱標準作業書の項第一号中「、運搬及び受領に当たつての注意事項」を「の方法」に改め、同表試料取扱標準作業書の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　試料の運搬の方法

三　試料の受領の方法

試料取扱標準作業書

第十五条の四中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号イ中「第五号ヘ」を「第七号ヘ」に改め、同号ロ中「第五号ト」を「第七号ト」に、「基づき、」を「基づく」に、「（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）及び」を「を定期的に実施するための事務」に改め、「（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）」を削り、「事務」の下に「及び日常業務確認調査（国、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が行う水質検査の業務の確認に関する調査をいう。以下同じ。）を受けるための事務」を加え、同号ハ中「及び外部精度管理調査」を「、外部制度管理調査及び日常業務確認調査」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号ロ中「第二号ハ」を「次号ハ」に改め、同号ハ中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。

二　精度管理（検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査（国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けること。

第十五条の五に次の一項を加える。

2　水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。

第十五条の六第二項中「様式第十六」を「様式第十六の二」に、「届出書を」を「届出書に前項各号に掲げる書類を添えて」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合には、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

第十五条の六中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類

二　前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類